

公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について（例規通達）

〔概要〕

この通達は、公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する検挙に全力を挙げるための捜査活動の徹底について定めたものである。